



令和 8 年 9 月 11 日

海事局 検査測度課

遠隔支援事業場を初めて認定しました！
～船舶安全法に基づく遠隔支援業務に係る事業場の認定～

令和 8 年 9 月 11 日、船舶安全法第 6 条ノ 4 に基づく遠隔支援業務に係る事業場の第 1 号として、バルチラジャパン株式会社を認定しました。

遠隔支援業務に係る事業場は、遠隔から機関の状態を監視・分析を行い、適切な整備を行うことで船舶検査の簡素化に繋がります。

- 海事局では、令和 3 年 5 月 21 日に海事産業の基盤強化のための海上運送法等の改正に合わせて船舶安全法の一部改正を行い、遠隔支援業務に係る事業場の認定制度を創設しました。
- 遠隔支援業務に係る事業場の認定制度は、遠隔から船舶の状態を把握し、運航を支援する事業場を国土交通大臣が認定します。認定された事業場の支援に基づき適切に整備が行われている場合に船舶の定期検査等を簡素化する制度です。

<遠隔支援業務に係る事業場の制度概要>

- 第 1 号となるバルチラジャパン株式会社は、旅客フェリー「さんふらわあ くれない」及び「さんふらわあ むらさき」に搭載されている主機（内燃機関）を遠隔支援業務の対象としています。

<問合せ先>

海事局 検査測度課 緑川

TEL : 03-5253-8111（内線 44-116）、03-5253-8639（直通）